

# OKI Pay（沖縄銀行）不正利用被害補償規定

## （目的）

**第1条** 当規定は、OKI Pay（沖縄銀行）利用者（以下「利用者」といいます。）がOKI Pay（沖縄銀行）（以下「OKI Pay」といいます。）を不正利用された場合に被った損害の補償等について規定するものです。

## （補償対象者および補償範囲）

**第2条** 利用者の暗号等の盗取もしくは詐取または流出により、利用者以外の第三者にOKI Payを不正利用された場合（第三者が個人になりすまして当該個人名義のOKI Payの利用申込がなされた場合を含みます。この場合、本規定において「利用者」とは当該個人を意味するものとします。）またはOKI Payへの口座登録がなされた利用者端末の紛失若しくは盗難により利用者以外の第三者に不正に利用された場合に生じたOKI Pay取引について、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対してOKI Pay取引にかかる損害の額に相当する金額を限度として、補てんを請求することができます。

- (1) 不正利用に気づいてから速やかに当行への通知が行われること
- (2) OKI Pay利用規約第13条に記載されている暗号等および利用者端末の管理について適切な措置が取られていること
- (3) 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
- (4) 当行に対して警察に被害届を提出していること、その他不正利用があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況および、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること

## （補償の対象となる損害）

**第3条** OKI Payの不正利用が利用者の故意または重大な過失による場合を除き、当行は通知が行われた日の30日前の日以降になされたOKI Pay取引にかかる損害に相当する額（以下「補てん対象額」といいます。）を当行所定の限度額の範囲内で補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび利用者に過失または重大な過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補填しない場合があります。

2. 前項の規定は、当行への通知が、暗号等その他の利用者の情報の盗取または詐取が行われた日（当該盗取または詐取が行われた日が明らかでないときは、当該暗号等を用いて行われた不正なOKI Pay取引が最初に行われた日）または流出した日から2年を経過する日以後に行われた場合には適用されないものとします。

## （免責条項）

**第4条** 前条の規定にかかわらず、不正なOKI Payの利用について当行が善意無過失であり、かつ、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、補てんする責任を負いません。

- (1) 利用者の重大な過失または法令違反による損害の場合
- (2) 利用者が自ら行い、または加担した不正利用による損害の場合
- (3) 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

- (4) 警察に被害届を出さない場合
- (5) 当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合
- (6) 地震、噴火、津波、天変地異、戦争（その他これに類似の事変を含む）、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合
- (7) 利用者の故意または重大な過失によって本サービスの不正利用防止措置の効力を弱める行為があった場合
- (8) 利用者端末の故障、誤操作、誤使用による場合
- (9) 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (10) 利用者が反社会的勢力に該当する場合
- (11) 利用者が他人に暗号等の管理を委ねた場合

#### （関係機関への利用者情報の提供等）

**第5条** 当行が当補償規定に基づき補償を行う場合、当行から関係機関に書類を提出し、また当行の保有する利用者の情報を提供することがあります。この場合、利用者は、関係機関に提出する書類を作成する義務を負い、また当行の保有する利用者の情報その他関係機関が必要とする情報を提供することに同意します。利用者が関係機関に提出する書類の作成または当該情報の提供に同意しない場合は、補償を受けられないことがあります。

#### （損害賠償請求権等の取得）

**第6条** 当行が補償を行った場合は、当行は当該補償を行った金額の限度において、不正利用を行った者、その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得し、かつ、上記金額の限度において、OKI Pay 引落指定口座にかかる利用者の払戻請求権は消滅するものとします。

#### （他の補てんがある場合の取扱）

**第7条** 当行が利用者の損害について不正取引の取消し等により全額もしくは一部の金額を回収し、利用者に対してその回収済金額を既にOKI Pay 引落指定口座へ返却している場合には、この額の限度において第1条に基づく被害請求に応じることはできません。

また、利用者が暗号等の不正利用によるOKI Pay 取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた額の限度において同様とします。

2. 利用者が被った場合の全部または一部に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額されることがあります。

#### （規定の変更等）

**第8条** この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

#### （関係規定の準用）

**第9条** この規定の定めのない事項については、OKI Pay 利用規約、関係する当行各種規定により取扱いします。

(2020年7月13日制定)